# 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、福島県立会津支援学校が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

- 1 発注者(契約権者) 福島県立会津支援学校長 猪俣 康彦
- 2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていないので、応札製品について該当がないことを確認すること。 ※福島県出納局ホームページでの参加資格制限情報にご注意願います。

- 4 入札に参加する者に必要な資格の確認
  - (1)入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(第3号様式。以下「資格確認申請書」という。)に次のア及びイに掲げる書類等を添付し、**令和7年11月10日(月)午後4時まで**に下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に 注意すること。

ア 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料(様式任意(参考様式1)) 福島県立会津支援学校長の確認を受けた提案協議書(第5号様式)(カタログ等を含

個島県立会津文援子校長の確認を受けた提条協議書(第5号様式)(カタロク寺を含め、確認を受けた原本)を添付すること。

なお、提案協議書は福島県立会津支援学校へ**令和7年10月31日(金)午後4時**までに提出し確認を受けること。

ただし、<u>想定品で入札参加を希望する場合は、提案協議書の提出は要しない。</u> イ 納入期限までに必ず納品する旨の確約書(様式任意(参考様式2))

- 5 入札書の提出期限等
  - (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

## 令和7年11月10日(月)午後4時

福島県立会津支援学校 事務室

〒965-0006 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 102

確認書類は、持参も可とするが、受け取りは土、日、祝日を除く。

(2) 入札書の提出期限及び送付先

令和7年11月19日 (水) 午後4時 郵便必着〔書留〕(その他の提出方法不可) 福島県立会津支援学校 事務室

〒965-0006 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 102

(3) 開札の日時及び場所

令和7年11月20日(木)午前10時00分

福島県立会津支援学校 教育相談室

〒965-0006 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 102

- 6 入札書の提出方法
  - (1) 入札書は、指定の入札書(第6号様式)に必要とする事項を記載し、上記5の(2)で指定する日時までに郵送すること。

なお、持参、電報、伝送その他の方法による入札は認めない。

(2) 入札書を郵送(書留郵便に限る。簡易書留も可) する際は、二重封筒とし、入札書を中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。

ア 氏名(法人にあっては、商号又は名称)

- イ 〔11月20日 開札「福島県立みなみあいづ支援学校収納家具等物品」の入札 書在中〕
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
  - ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。押印を省略する場合にのみ余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

#### 7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

### 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付すことができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 初回入札が無効 (ただし、下記  $12 \circ (2) \sim (4)$  に該当する場合を除く) となった者は、再度入札に参加できないものとする。

### 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、 開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立会津支援学校長から説明 を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書及び仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する**質問書**(第1号様式)により福島県立会津支援学校(電話0242-32-2242、ファクシミリ0242-32-6079、電子メール aizushien@pref.fukushima.lg.jp)に令和7年10月29日(水)午後4時までに説明を求めることができる。
  - ※ 仕様書等の質問における電子メールの件名及びファイル名は、「【仕様書等の質問書】買入れをする物品等の名称(会社名)」として提出すること。

福島県立会津支援学校は、入札説明書等に関する回答書(第2号様式)にて、福島県立会津支援学校ホームページに掲載する方法により回答する。

- (2) 入札書は、郵送により、指定の日時までに確実に到着しなければならない。
- (3) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引き換え又は撤回をすることができない。

# 11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと発注者が認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

#### 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 記名、押印を欠く入札(押印を省略する場合、「本件責任者又は担当者」の氏名及び 連絡先の記載がない入札も含む)
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない 入札又は後発の入札
- (6) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (7) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札。

#### 13 落札者の決定方法

(1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、「別記2」により、入札書に記載したくじ番号で落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関 又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。) で納 めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定 する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号 (別記 1) に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 228 条、第 231 条及び第 233 条に 定めるところによる。

### 15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書(以下「契約書」という。) に記名押印又は 電子署名し、落札決定の日から10日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情がある ときは、発注者が指定した期日まで)に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札 に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、 契約を締結しない。
- (5) 本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、会津支援学校(aizushien@pref.fukushima.lg.jp)宛に電子メールにより提出すること。(※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。)なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html)

#### 16 契約条項

購入契約書(案)及び財務規則による。

### 17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する課 上記5の(1)と同じ。

# 福島県財務規則(抜粋)

(契約保証金の減免)

- 第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
  - (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
  - (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
  - (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第2項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
  - (4) 過去2年間に官公署(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融 公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、 これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (6) 1件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)から(11)まで (略)

(12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであると き。

(13)から(18)まで (略)

2 (略)

# 入札におけるくじ

- 一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。
- 1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値(000~999)を記入する。

### 2 くじの手順

- (1) 有資格者コードの小さい順にくじ番号(0、1、2・・・)を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、 余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

# 【例】入札参加者3名が同額入札の場合

1 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

A社(有資格者コード 000212003)・・・くじ番号 1

B社(有資格者コード 100033645)・・・くじ番号 2

C社(有資格者コード 000003025)・・・くじ番号 0

2 くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社(くじの数 123) 合計(123+072+452=647)

B社(くじの数 072)

C社(くじの数 452) 余り(647÷3=215・・・余り2)

3 落札者の決定

落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるB社となる。